

令和元年度第3回臨時
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和元年度第3回臨時松本市教育委員会会議録

令和元年度第3回臨時松本市教育委員会が令和2年3月31日午後6時00分教育委員室に招集された。

令和2年3月31日（火）

議 事 日 程

令和2年3月31日午後6時00分開議

第1 開 会

第2 教育長挨拶

第3 議 事

[議案]

第1号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインについて

〔出席委員〕

教 育 長	赤 羽 郁 夫
教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	山 田 幸 江
〃	橋 本 要 人

〔出席職員〕

教 育 部 長	山 内 亮
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
学 校 教 育 課 長	逸 見 和 行
学 校 指 導 課 長	高 野 毅
政策部中核市推進室長	
兼 健康福祉部次長	塚 田 昌 大

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔

《開会宣言》 午後6時00分

赤羽教育長は令和元年度第3回臨時松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは、これより第3回臨時教育委員会を始めます。

 本日は、早速会議を進めていきたいと思います。

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は市川委員、橋本委員です。

教育長 本日の案件は議案1件です。

 議案1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインについて」を議題といたします。

教育長 橋本委員。

橋本委員 本日の議題ですが、いただいている資料は何かやたら細かい「集団感染リスクの対応について」をいただいています。肝心の学校再開については私どもあずかり知らないところで、昨日の会議で市長が再開すると明言され、プレス報道が出ています。これと本日の会議とであまりにも次元が違う。教育委員会というのは何なのだという素朴な疑問を持つわけです。まさしくその再開について私どもが教育委員会で議論する立場ではないのでしょうか。その点について、教育長の見解を伺いたいと思います。

教育長 昨日、対策本部会議において、市長から発言を求められ、4月6日の再開についてということで、特に4月6日の重要性をどう認識しているのかというお話がありました。そこで私は今の状況なら、特に子どもたちの心のケアを大切にし、4月6日は入学と同時にクラス替えですとか担任が替わるので、それ以後の心のケアについて、子どもたちがどんなクラスになったのか、それから、誰が先生になったのかということをまず非常に大切にしたいので、4月6日はぜひ再開の方向で考えたいという趣旨の発言をさせていただきました。それを受けて、教育部長からも少し細かいお話をして、最終的に4月6日再開ということ対策本部会議で市長が判断をされたと、そのように認識しております。

橋本委員 前回の閉鎖決定のときには教育委員会で議論して、それを市長部局のほうに

お持ちいただくというプロセスをたどりましたが、今回は準備を進めましょうということは前回の定例教育委員会で準備の議論をしました。再開するかどうかについては、新型コロナの感染状況の推移を見極めて、次回臨時教育委員会で専門家を呼んでどう判断するのか、学校を始めるということはそれだけ責任の大きな話ですから、それを踏まえて決断すべきだと思っていました。そういったプロセスを経ないまま、臨時で市長の意向だけで決まるということなのですか。

教育長 部長からお願いします。

教育部長 学校の再開については、設置者の判断ということで、最終的には市長の判断でということを進めて、前回の教育委員会の中で、再開と言いますか、運営に向けてどうやったら運営できるのかということにつきましては、委員の皆様からご意見をいただくということで、30日か31日に臨時教育委員会を開催して、具体的なお話を差しあげたいということで、今回の案をお示ししているところでございます。昨日の対策本部会議の中では、教育長のお話を受けて、再開した後の対応については、児童生徒、保護者、教員が感染した場合は2週間の臨時休業にすると、これは2月の教育委員会のときにご了承いただいていることです。その前の段階、例えば、4月6日までに松本市に感染者が不特定多数発生した場合、当然、4月6日という通常のスケジュールの中ではなかなか難しいという判断をそのときにして延長するなりということをお話申しあげました。

橋本委員 私は、それは部長なり教育長の越権行為だと思います。なぜかという、教育長なり部長は、教育委員会の意向を踏まえてその立場を市長部局に進言すべき話であって、本日、臨時教育委員会を開くということは昨日時点から決まっていた話ではないですか。昨日時点で市長から聞かれても、明日、教育委員会で議論する予定になっていますと進言できなかったのか、普通はその一点張りではないですか。それは、教育委員会をないがしろにしているというふうに思います。

教育長 市川委員。

市川委員 私も今日のこの臨時教育委員会をどうして今日これからやるのかということを知りたいと思っていました。

それは橋本さんが先におっしゃったのですけれども、昨日そういうことが決まって、全部それが周知されて、いつやるという議論というのは、全然されていない。決定するのは市長というのはあるかもしれないですけれども、教育委員会と教育委員って何のためにあるのか。ここで一応発表があって、形のうえでオーケーした、一応承認をとった、これでは何の意味も無い。だから、先ほど橋本さんが言ったことの繰返しになるのですけれども、昨日の時点で、「市長、明日、臨時教育委員会をやりますから」という一言が入っていれば、覚悟が違ってくると思うのです。ただ、こうなってくると、本当に私から見るとどうして今日はここに来ているのか。今、開くときは、日本全体から見ても、いい方向に行っているわけではないですよ。非常に何が起こるか分からない、松本でも何が起こるか分からないという、非常に切迫して、本当にやらないといけない。自分の孫を見ていても、本当に学校に行きたい。だから、早く行かしてはやりたいのだけれども、そのために何をするか。そのために、我々も考える時間が無い中で、いろいろ資料が来て、意見を聴取してもらっていることが、生きないわけです。今日ここで意見を出したものが。私は市長がどうこうということは全く頭の中に無くて、ただ、私も教育委員になるときに、教育委員というのは名前があってやっているようなものだとかいろいろな話を聞いて、教育委員ってそんなものなのかなというようなことがあって、松本の教育委員会に来たときに、意見をきちんと出し合っているのだと思っていたのが、ここへきて、前にもあったのですが、報道された後、ここで決定をしてサインをする。そのようなことが何度かありましたが、今回は特にこの厳しい状況の中だから意見をとっていたので、橋本さんがおっしゃるようなことを非常に強く感じました。だから、今日やる意味は何か。本当に一緒になって知恵を絞って、何とかみんなで子どもたちのために力を合わせたいと思っているのを、大分叩かれた気がしましたね。自分個人としては、一緒にやりたい。赤羽教育長のお考えとご意見に、ここは賛成ですとか、ここは反対ですとか、はっきりと言ったことが何も生きない。そこをもっと力を合わせてやっていかないと、我々がサインをして異議ありませんでは、これは非常にいい教育委員なのか分からないですけれども、それでは何の松本の良さは無い。今回はそれを非常に強く感じて、今、意見を言わせてもらっています。

教育部長 教育委員さんのご意見をないがしろにしているわけではございませんが、6日再開ということにつきましては、市長の権限のうゑで早急に外に発信しなくては行けない。ただ、再開に当たってはこういったことをすれば子どもたちにとって最もいい形で再開ができるのかということにつきましては、この間、橋本委員さんからもご意見がありましたものですから、ぜひ教育委員さんにご意見をいただきたいということで、教育長から私見ということであったものをまとめて、先週の土曜日に校長先生を集めて、原案をつくり、本日お出しをして、これを最終版として6日をスタートさせたいというスケジュールを考えておりました。

橋本委員 前回の定例教育委員会の際にも申しあげましたが、政府は失敗したと思います。突然、非常に学校をとめるという厳しいのを出して、それ自体は成功だったと思いますけれども、その後、19日の専門家会議が非常に厳しい内容の方針をしているにもかかわらず、学校が疲れてきているから再開しますという報道がされました。その後、20、21、22の連休で警戒が緩んでしまった。その結果が、今、東京で出ているわけでしょう。ずっとクラスターをつぶしてきた日本のやり方が、そのクラスターを追っかけるのも難しくなっているわけですよ。東京でもほとんど感染の経路が不明で、松本管内でも感染経路不明が1人いるわけです。県知事は東京との移動を自粛してくださいと言っているけど、現に人はまだ動いています。学校を閉めたときよりも世の中的には事態は物すごく厳しくなっているわけですよ。その中で、「再開」という言葉で緩めるような雰囲気を出すべきではないと思います。子どもたちがストレスたまって、そのストレスを開放するために何とか学校のやり方を考えないといけないなという気持ちは、私も重々持っています。しかし、それは再開なんていう言葉ではなくて、今までと違って新型コロナとの闘いが長期戦に入っているのに見合ったような学校のあり方を考えないと社会全体がもたなくなっている。そのために、どういう条件のもとで、どのようなやり方でやるのかということ深く議論して決めてく必要があります。政府も地域ごとに差があり、地域に根差して決めましょうということですよ。だから市町村のレベルで決めていくわけでしょう。しかし、その議論なしに再開だけが先に歩いていくというのは、社会にとっていいことなのですかね。我々は子どもたちのこ

とを考えないといけませんけれども、新型コロナということに関しては、その学校が与えるメッセージの影響まで踏まえて議論すべきだと考えます。そのために、本日は専門家を呼んでくださいとお願いしたはずです。

教育長 塚田室長からお願いします。

政策部中核市推進室長 中核市推進室の塚田と申します。県から公衆衛生医師として派遣されております。私としては現状評価、現在の状況ということでまず整理をさせていただければと思います。

今、委員もおっしゃったように、長野県内、松本で数件立て続いて発生例があるという状況です。これまでの状況を見てみますと、最初の1例、2例に関しては、流行地からの発生ということが明らかになってきております。3例目につきましては、先ほどもご発言にありましたように、松本市外への行動歴が無い方に対しての発生があったということで、感染源が不明というような状況になっております。そして、昨日発生した例につきましては、現在、詳細については調査中でございますが、流行地である東京、大阪への滞在歴があるというところで、最後の発生源が不明な例を除くとある程度感染源が特定できているという状況でございます。もう一つ、懸念なのは発症歴が分からない患者さんにつきましては、保健所としても調査を行ってきておりますが、私の承知している限りは感染源が特定できていないという状況です。ただし、楽観視できる話ではないですけれども、この患者さんが発症したのは3月上旬、そうすると接触は2月中、それ以後、管内でもさまざまな検査等が行われておりますが、それに関連した発生例が無いというような状況が現在のところございますので、そういった意味では、この地域として地域内で感染が拡大しているという状況では現在ない、これも可能性としか表現できないですが、可能性があるといったところが現在の認識であると思います。これは県の認識にありましても同様で、金曜日にも懇談会が開かれたというふうに承知をしておりますが、そういったところが客観的な現状であるということを説明させていただきたいと思います。

橋本委員 今、東京地区でかなり無症状感染者が多数出ております。その辺が感染を拡大させているという形になっています。それを受けて、おそらく長野県もそういった地域への外出は控えてほしいという知事の声明が出たと認識しています。

しかし、交通網が完全にストップしているわけではないので、当然、無症状感染者も含めて松本とも出入りするリスクというのは、かなり高まっているというのは事実です。

政策部中核市推進室長 それは認識のとおりだと思います。これから人口流出・流入が多い時期でございますので、そういったところでいくと、東京も実際に潜在的に本当にどれぐらいなのか全くわからない状況です。東京に限らず人口流入・流出がある状況にありますと、他から持ち込まれる可能性、そしてそこからクラスター化する可能性があるという現状はご指摘のとおりだと思います。

教育長 他の委員さん、ご発言がありましたらお願いします。山田委員。

山田委員 私も基本的には橋本委員や市川委員と同じ意見です。

私も、今日、ここに来て、いただいた連絡ではガイドラインの検討のようなことがあったのですけれども、その前に、学校新学期の始まりをいつにするかというのを検討しなくていいのかなと思ったのです。

それで、本来でしたら新学期が4月6日というのは適当な時期だと思います。何事も無ければ6日はいい時期だなと思うのですけれども、いろいろ現状を考えると、まず学校新学期をいつからスタートするかというのをしっかり検討してから、そのうえで、教育長から出していただいたのや、市から出たガイドラインをさらに詰めて、これでまたできるかというのを検討すればいいのではないかなと思いました。

4月6日ともう出てしまっているんで、今さらひっくり返せないかなということもすごくありますけれども、逆に4月6日でない市町村もありますよね。ですから、検討すべきだったかなと思います。今さらどうするのだと言われると困るのですけれども、順序が違うなということを思いました。

教育長 福島委員は、ご発言ございますか。

福島委員 私も、今日、再開するかどうかということを議論するのかなと思っていたので、考えていたのとは違ったかなというのがあって、なぜその再開というのがどなたのどういう意見でそう決まったのかというのを逆にお伺いしたいです。

橋本委員 赤羽教育長が市長に進言されたのですか。

教育長 進言ではありません。

橋本委員 市長が独断で決められたのですね。

教育長 いいえ、求められた4月6日の重要性ということについて、私の考えをお話ししたということです。

橋本委員 教育長は教育委員会を代表して発言されるのではないのですか。教育長の個人的見解を述べられるのですか。私ども、教育委員会に入るときにいただいた教育委員会の心得という本を一生懸命勉強してくださいねと教育長からいただきました。この趣旨に沿って運営してくださいよ。再三再四にわたって今まで教育委員会をないがしろにしたことがここ数件続いています。そのたびごとに抗議を申し出てきたわけですが、それに比しても今回の場合は、極めて根幹にかかわる重要な案件ではないですか。子どもたちを学校に行かしてあげたい気持ちは山々なのだけれども、どの程度リスクを加味しながら、どの程度緩めていくのかっていうのが、ここは非常に匙加減が難しいところです。いただいた今日の具体的な中身を見てもゆるゆるですよ。事務局案は、文科省、県に言われたら、そのまま「はいそうですか」って言って右へ倣えで何もかもやってしまう。そうではないのですか。先ほど言ったように、休校決定時からむしろ事態は悪くなっている中で何とか行かしてやりたいから最低限ここからやりましょうという極めてローキーでスタートしていく姿勢が基本だと思います。そのような基本的なスタンスでないと、世の中の動きはどんどん厳しくなっているのになぜ学校だけはこんなに緩くなるのか理解できないですよ。

教育部長 まずその4月6日という日にちのことです。これにつきましては、4月6日ということが令和2年度のスケジュールの中で定まっていたもので、突如出てきたものでは無いのですが、それをしっかりとご説明していなかったということは、事務局のミスでございます。しかし、山田委員さんもよくご存じだと思いますが、年間のスケジュールがあり、そこには4月6日入学式、3月何日卒業式というのはあります。以前、登校日が「207プラスマイナス2日」と、議案としては教育委員会にお出ししましたが、そこにきちんと入学式が何日、卒業式が何日と明記をしていなかったことは、事務局としては大変申し訳なかったと思います。ですので、4月6日スタートということをおそらく初めてお聞きになったという印象があると思います。そのところをしっかりとご説明していなかったっていうことが、まず事務局としては申し訳なかったということしか言いようがございません。

橋本委員 レベルが違うと思いますよ。仮に年間スケジュールが決まっていたとしても、今の新型コロナ感染対策という緊急事態を踏まえて、もう一度議論しないと、文科省が再開しろって言いましたからってというのは何も考えていないに等しいではないですか。

市川委員 学校をとめるという決定が、今の全く逆なのです。我々はそのときにすぐとめられるかという議論をしましたよね。「これ大変だよ、すぐ学校とめましょう、休みにしましょう」と言ったときに、皆さんからは、「すぐにはできない」と。「すぐできないのですか、今できないということはどういうことですか」という質問をしたのを覚えているのですけれども、できないと言ったのに、明くる日の夜ですか、文科省で休みにすると言ったら、次の日の朝、電話ですよ。こういうことで、学校をこれからとめると。開くのも全く同じことですよ。

橋本委員 だから、空気でしか仕事していないのですよ。

市川委員 そのところを我々はそこで議論していましたから、こういう状況になって、今こうだから、「すぐやったほうがいいのではないですか」と言ったときに、「今すぐは無理だ」と。皆さん知っていると思うのですけれども、「今やめることに何かリスクありますか」と言ったら、リスクなんてと笑った人もいました。それが、たった一言、国、県が決まりましたという、何の議論も無く、ストップしてしまいました。開けるときの、もう決まったことだから開けます。本当に真剣に松本らしさというか、教育長と一緒にやっていくのだったら、きちんと強いものを持っていて、それをもっと強い形をぴしっと示していってほしいな。そうでないと、責任をとるという意味が違ってきてしまうのですよね、

橋本委員 決める人が責任をとるのですけどね。

市川委員 だから、その決めることをしなくて責任はとれないじゃないですか。

橋本委員 とれないです。

市川委員 だから、そういうことも我々は民間にいと、民間の人たちからはいつやるのですかとか、どうなるのだろうっていっぱい来ますよね。そのときに、我々もうかつなことは言えませんが、ただ議論をして、ここで一つに固まっていって、ということがどうしても薄いのですよね。

福島委員 その4月6日、その6日かどうかというのはあまり問題にはしていなくて、

もちろん入学式というのはそれはあったのでしょうか。今回、6日に再開しますということを決定した、その決定に至る根拠というものは先ほどご説明されたもの以外に何かあるのですか。

教育部長 それは、現在、確かに松本保健所管内で出ていると、感染源の分からない方も出ている。ただ、全体的に言えば、散發的であるということ。それと、先ほど教育長からもお話しした、子どもたちの3月2日からの状況、そういったものを総合的に見て、4月6日、スケジュールどおりということでございます。

橋本委員 総合って分からないですよ。分からない言葉でごまかさないでくださいよ。何と何と何を合わせて言っているのですか。

教育部長 申し訳ありません。先ほどの室長から申しあげた状況ですが、クラスターが出ていない状況です。

橋本委員 1、クラスターが出ていない。

教育部長 それと、3月2日から40日間という長い休業期間の子どもの気持ち、そういったものです。それを総合的という言葉で括っているのが申し訳なければ、そういった点です。

橋本委員 2点ですね。

教育部長 はい。

教育長 加えれば、私が最初にお話ししたように、3月31日までは旧担任ですけれども、4月1日からは子どもたちは担任がいない状態になっているわけです。クラスもどこか全く不明な状態ですので、心のケアですとか、連絡等これからするということが、全く宙ぶらりんな状態です。そういう状況になってしまうということも、心のケアを大切にしたいという私の発言のその中身であります。

市川委員 今、この流れを見ていて一番大変なのは、教育委員会の職員であり学校の先生だと思うのです。私たち会社の人間だとトップがこうやるぞというときに、それと同じようなことが起きていて、どうやって働かせるか、どうやって働いてもらっているかということは重々考えてはいると思うのですけれども、我々が見ていると、本当にある日突然動いていってしまう。その先を考えていないではないですかということは、私は言えませんが、教育委員会の組織が我々民間の組織とは違うと思うのですけれども、そういうことも踏まえて、子ども第一のためにそれを取り巻く親とか職員の皆さんというのが、段取りまで考えて

というか、踏み込んだことがいつもないと気持ちが通じないと思うのです。今みたいな感じで突然いってしまうと、一番苦勞するのは現場だと思うのですね。それが本当に6日に向かってもっと早く、ここで、1週間ぐらい前に6日を決めて、6日に行くぞと言ってやればもっと楽だと思うのです。それはみんな先生方も知っていて、知らなかったのは教育委員だけといえ、これはまた別の話です。

橋本委員 新型コロナの状況は日々刻々変わっていくわけですね。でも、再開のための準備はできるのです。前回の定例教育委員会でもいろいろ議論したのは、どうやって準備を進めていくかということです。今までの完全ストップから長期戦になるときに、ただ単にずっとストップを続けるわけにいかないではないですか。事態はどんどん厳しくなっていくかもしれないけれども、長期戦に向かって、子どもたちのストレスも緩めてやりながら、学校教育現場の長期戦への態勢をどうつくれるか。今までのストップのときには何も準備ができていなくて、家庭学習の課題も何も与えられなかったけれども、刻々と事態が変わっていったときに、全面ストップと言わざるを得ないかもしれないけれども、いつそれが来てもいいようにあらかじめ準備して学校再開を臨むという手順をこの場で議論していく必要があると思います。

教育長 本日は、初めに高野課長からその辺のところもお話をして、検討していただくということで考えていました。今、橋本委員からお話がありましたので、ここに至るまでの今までの経過、特に卒業式以降の取組みも含めて説明させていただいていいですか。高野課長お願いします。

学校指導課長 卒業式後の19日からです。資料はこの中にはありませんけれども、19日から各校長先生のところに学校生活を始めるに当たって、いつから始まるのか分かりませんが、始める日を見据えた準備でこういうことを考えていただきますということはメールで提示してあります。各学校には、教務会という名前が大体かと思うのですけれども、学校を運営するに当たって全員で力を合わせてこれから何をどう展開していくかということを話し合う組織があります。そこを中心に実際に学校生活をどうするかというのを考えていただきました。その後で、このようなガイドラインを考える中で、先ほどもありましたけれども、校長会の代表の先生に来てもらって、この中身については現場に即し

た形で意見をいただいております。そこで出た意見の中にも、教務会で検討を重ねてきたけれども、おおよそここに書かれている内容と一致しているという言葉をいただいております。先週の土曜日にこの会議を行いましたけれども、その後も細かいところを何度も代表の校長先生とメールでやりとりしながら細かい修正を何度も加えて、本日お出ししたという状況であります。

これが全てではないとは思いますが、おおよそ配慮して学校運営をしていくには欠かせない部分を入れてあります。ある程度の大枠の中で、あとは、学校の実情、規模も違いますし、地域的なことも違いますので、そのところは学校で判断して進めていってもらう。そういう立場で、大枠のガイドラインということで考えています。学校のガイドラインと書きましたが、いつになるか分かりませんが、学校生活は必ず始まるわけですから、学校生活を始めるに当たって参考にしてもらおう。そういうことで、これを提出させていただきました。

それでは、説明に入りますけれども、既にメールで送らせていただいておりますので、変更した部分や付け加えた部分だけ説明させていただきます。

<議案第1号> 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインについて

学校指導課長 議案第1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインについて」説明

教育長 付け加えて、この間校長とも話し合いましたけれども、一つは、⑨ですが、初日にまずとにかく緊急連絡先ですとかメールの確認をして、いつ休業になるか分からない時の連絡体制だけは早急に作っておかないと、今後動きがとれないと。連絡の取れない家庭が出てくるおそれがあるので、それだけはきちんと各学校も早急にやりたいと。

それからもう一つは、家庭調査票ということがあって、健康状態の確認ということも年度初めにやっていますので、子どもたちの健康状態も含めて心配な点についてはきちんともう一度家庭から集約してスタートをしたいということをお聞きしたいということでもあります。

校長先生方にお聞きすると、各学校では既に3月中にこれからどうするか、

それから学校規模や学校の環境が全て違いますので、自分の学校についてどういう状態でこの3つの条件が重ならないような工夫ができるか、日課の面からとかいろいろな活動の場所の面から検討を進めているということで、その準備はほぼできていると。そして、当初は4月7日が第1回の校長会でしたけれども、それでは遅いので、4月2日の午後に第1回の校長会を開催して、このガイドラインを高野課長から説明をして、そして全体で質問を受けます。明日、ここで着任式をやりますけれども、松本市は17名の新任の校長がいて、新任の校長にまだ周知をきちんとできていない不安もあるので、4月2日の校長会の中で、近隣の学校を小さなブロックに分けて、きちんとそこをみんなが共通理解をしながら再開に向けて準備を進めていくと、そういう段取りです。ですので、4月6日以降、もしかしたら7日からまた臨時休業になるかもしれませんので、そのための例えば教材の準備ですとか、これからの取組みの仕方等についても各学校では検討していただくような、そのようなスモールステップを今まで踏んできて、そして、それがこのガイドラインとして形になっているというのが実情であります。ですので、各学校と教育委員会で並行しながら取組みを進めてきている。それが特に3月20日以降ぐらいからの取組みで、そういう取組みを今まで教育委員会と学校で連携をしながら進めてきている。そういう意味で万全の体制で再開に向けて取組みを進めているということです。

橋本委員。

橋本委員 まず、このガイドラインの位置づけをはっきりさせたほうがいいと思います。ガイドラインというと、何か教育委員会が学校に対して規制をかけるみたいなイメージが強いですが、今のような新型コロナの感染対応という非常に難しい局面で、これとこれのチェック項目をやってくれば学校現場は責任をとらなくてもいいよという性格のものとして位置づけるべきだと思います。普段は学校現場にある程度自由権や裁量権を持たすのはいいですけども、今は学校が自由にすると、何かあったときに学校長なり学校の先生が責任をとらないといけなくなります。そうではなくて、学校現場に責任を少しでも軽減してあげるといったような形にしてやる必要があると思います。

今、出されたガイドラインの位置づけというのはどういう位置づけで出され

たのですか。

学校指導課長 基本的な配慮事項を示しております。

橋本委員 基本的な配慮事項というのは、先ほどが申しあげた学校現場の責任を軽減してあげるためのガイドラインではないのですか。

学校指導課長 結果的には責任回避であると思うのですが、必ず気をつけていただかなければいけないことがここに盛り込まれておりますので、これで行っていただきたい、そういうことです。

橋本委員 松本市のホームページの1ページ目の新型コロナの書き出しと同様、3条件の重なりを回避する必要がありますが、個々の条件が単独でリスクがあると理解しています。それが重なれば重なるほどリスクが増えるということで、この点は先般の教育委員会でも指摘しました。新型コロナウイルスに対する感覚があまりにもルーズではないですか。先生どうお考えですか。

政策部中核市推進室長 この3つの条件というのは、国内で発生が増えてきたところで、結果である程度一つは8割の方は人にうつしていないということがありました。その中で残りの2割の方が複数に感染をしているという状況を確認した中で、例えばクルーズ船であったりあるいは屋形船であったりといったそういう環境で最も共通しているのがこの3項目といったところで、特にこの3つの条件が重なったところでのクラスター形成というのは確実に証明されているというもので、1個、1個が確実に大丈夫かと言われればそうではなくて、回避するというのは絶対項目なのですけれども、一つ一つ考慮をする項目であるということ、委員ご指摘のとおりでございます。

橋本委員 だからそういう書き方に、まず先頭の書き出しからしないといけないですよ。極力ではないですよ。

学校指導課長 1の(2)の2行目に個々の条件についてもできるだけ避けると書いてありますが、教室の中で実際に過ごす場合に、この3つを必ず避けるということはほぼ無理な状況ですので、3つとも重なり合うのは当然避けなければいけませんけれども、全て排除するということは無理であるということでこういった形にしております。

橋本委員 要するに、この3つの条件が重なることを避けることと言うと、これが重なってないからいいではないかというふうにとられるような書き方はやめた方が

いいと思うのですね。

教育長 ですから、まず、この文章表現でいくと、「3条件の重複を避ける」、そこまではいいですね。

橋本委員 書き方はお任せしますが、個々の条件を避けることという認識です。

教育長 室長何か助言ありますか。

政策部中核市推進室長 根拠だけの話を申しあげますと、確かに1個、1個のリスクはあるというところですけども、一番確実に危険という証明をされているのはこの3つの条件ということですので、個々の条件がどこまでリスクがあるかというところまでは実は分かっていない。ただ、リスクはあるということですので、極力避けるように努力をしたうえで3つが重ならないというところが前提ということではあると思うのです。ただ、おっしゃるように、1個、1個が大丈夫かと言われるとそうではないということです。

教育長 その趣旨を踏まえて再度検討させていただくということによろしいですか。

教育部長 書き方は事務局で工夫させていただいて、またお示しをしたいと思います。

教育長 それでは、今、基本的な事項のところについてご意見をいただきました。次の「2基本的な感染症対策」のことについて、ご意見等があればお願いします。例えば、換気の仕方ですとか。健康観察のところでは、毎日ですとなかなか未記入ですとか未提出の子どもたちもおそらく出てくるのだろうとは思いますが、おそらくこの判断が非常に難しくなると。現実的には少し熱っぽいとか、37度5分が一応基本なのですが、それ以下の子どもたちの様子等については養護教諭が非常に大変になるのかなと思います。

橋本委員 子どもたちに早目に危険を察知するためには、まだ確実に医学的には証明されていないのだけれども、今言われているのは嗅覚、味覚障害があった場合に、その前ぶれというふうなことが報道されています。その項目がここの中に入っていないのですが、子どもたちからいかに早く危険察知するかというために、項目を書き加えたほうがいいと思いますけれども、専門家の見地からいかがですか。

政策部中核市推進室長 嗅覚、味覚障害、確かにここ数日特に報道される中で、その中で陽性者が出てきているということで、可能性の高い症状ではあるかなということなのですけれども、まだ他の普通のインフルエンザだとか、実は風邪でも一定程度味覚障害があると言われている中で、どこまでコロナウイルスに特異的と

言いますか、特徴的な症状なのかというのは証明されていない状況なのですから、発端としてはそこで引っかけられる可能性はあるかと思います。ここから外れますけれども、コロナウイルスに関しては、ちょっとした鼻水から始まって、ちょっとした風邪の症状が前期症状ということになりますので、本当に少しでも普段と違うような状況、そこからまず拾いあげていかないと、現状、難しいのではないかと思います。

橋本委員 今の先生のお言葉をかりて、ここには風邪の症状がある場合も出席停止と書いてあるわけです。だから、風邪の症状で味覚とか嗅覚の障害があるかもしれないというお話でしたけれども、これもチェックポイントの中に入れて、早目、早目にストップかけるというほうがいいのではないですか。

政策部中核市推進室長 基本的には少し広めに拾っていただくのがよろしいのではないかなと思います。

教育長 ですので、「風邪様の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いします。」として、例えば、家庭向けの連絡のところにも37度5分、体調の悪いときは無理をせず休ませてください、また風邪の症状や37度5分以上の発熱があるなど体調の悪いときは、無理をせず休ませてくださいというような形にしておりますけれども。

橋本委員 4番に1、2、3とあるではないですか。4番の感染が確認されていないが症状がある場合の対応とあるではないですか。その中に1、「37.5度以上」とか、2として「倦怠感、息苦しさ」と書いてありますけれども、倦怠感、息苦しさの後でも先でもいいですけれども、2番か3番に、要するに、嗅覚障害や味覚障害がある場合というような項目を入れたほうがいいのではないのでしょうかという提案です。

教育長 そこに入れるということですね。それは知見としてはどうなのですか。

政策部中核市推進室長 ここにどういう形で入れるかということですが、この出席停止の判断で、保護者による出席停止の判断ということであれば可能性があるということで、現時点では証明されているものではないのですけれども、広く引っかけの意味では入れてあってもよろしいかと思いますし、またもっと言えば、コロナウイルスを疑う症状の場合とか広く入れてもらったうえで判断の余地を残しておくかということかなと思います。先ほど申しあげましたとおり、味覚

障害だけでなくいろいろなものからコロナウイルスが疑われる症状が出てきますので、出席停止の場合は新型コロナウイルスが疑われる症状と括ってしまってもいいのかなというのは思います。その判断が、主治医なりが出席停止に至って症状の判断の中で少し余地を残しておいて、今後、また他にいろいろ知見が出てくる可能性もありますので、そこは少し広く読める余地を残しても、そのあたりに味覚障害も含まれればよろしいのではないかと考えます。

市川委員 私はちょっと考え方が違うのですが、スタートして今ここに書いてあるガイドラインを先生方にやれとかいう前に、誰もが経験していないような状態が起きている。だから、学校へ行って何をするかという、まずは遊ばせろ言ったらいけないのですが、先生方にプレッシャーを全部取ってあげて、1週間は子どもの健康とか、うつさないためには何をするか、子どもたちをこれからどうやって守るかとか、勉強させる前に1週間、このコロナというのが動いてくるときに、先生が子どもたちとどういう体制で次に向かってやる心の準備ではないのですが、心と行動の準備というものを先生にもっとゆとりを持たせて、教育長名で1週間遊ばせろと、授業はいいと、みんなやらないと。これやってこれもというのは、非常に先生方は大変です。それをもっと学校にこいよと、学校ってこうだよと、みんなでこうやってウイルスと闘うんだよとか、そういう雰囲気というか、子どもたちや先生に余裕を与えてやれるようなことも、ガイドラインに1項目ほしいなと思っています。

教育長 そのことは、私たちも一番大事にしていることです。学校生活が再開したときに子どもと先生に一番な大切なことは、まずは時間的な余裕ですね。これを、例えば、45分授業なり、50分授業で今までの時間割りと同じでは、これは無理です。高野課長もお話ししましたが、例えば、20分授業を2つにするとか、それから学校にはお話をしておりますけれども、普段学校ではやらない、例えば、低学年の子どもたちは時には漫画のビデオをみんなで見たりとか、それから外で遊んだりとか、先生も子どもたちを急きたてたりする、そういうことが無いようにゆっくりスタートしていただきたいということは各学校には既にお伝えをして、それに向けて日課等も工夫していただいています。それと、実は、明日から6日、7日にかけて私は市内の全部の学校を訪問しようと思っています。今、市川教育委員がお話ししたことがまさに大事だと思いますので、

その中で、この新型コロナに対して今お話ししたような趣旨のことを先生方全員に伝えていきたいと思います。学校再開前にできるだけ、時間的な余裕がありますので、1日から3日の日全部は使えないですけども、その時間を使って全部の学校で直接全部の学校の先生方にお伝えしていきたいと思っています。それは本当に大事なことだと思っています。

橋本委員 今、教育長がお話になられたこととか、市川委員がおっしゃったことは全くそのとおりだと思います。ただ、おっしゃったこととこの中に項目が並んでいることに違和感を感じるのです。学校が始まったときにフルスペックで始めないといけないみたいな印象を受けるわけですよ。部活とか課外活動とか特別活動だとか、もう少し落ちついてからやればいい話ではないですか。むしろ原則、これは止めてよという形にして、もう少しほかの形でリラックスさせるといようなことをさっきおっしゃったような選択肢でやったほうがよいような気がしますけれども、いかがですか。

教育長 まさしくこれも各学校の実情に応じて、特別活動ですとか、行事、教科学習なども校外学習を入れたりとか、国語なら外へ出て広いところでみんなで国語の学習をやるとか、そういうことを工夫していただきたいということは既に伝えてあります。ここに書かれていることは一つ一つ細かいようですけども、実はそういう背景があります。

橋本委員 むしろ、クラブ活動はやらせるわけですか。

教育長 クラブ活動も教育課程の中に入っていますので、最小限の活動ということで、その発足もどうするかということは各学校の判断で進めてもらって結構だと思っています。ですので、例えば、中学校のところにも、生徒会等は生徒総会はやらないで議案書だけ配って質問だけで書面決議のような、そういう工夫も考えられますというようなことも書いてあります。

橋本委員 これ読むと、工夫、工夫といっぱい書いてありますが、工夫というのは現場に任せるといことですよね。先ほど申しあげたように、銀座のバーの閉店ではないですけども、もう止めてくれた方がありがたい。それに伴う補償はきちんとしてちょうだいというのと同じで、きちんと言ってあげたほうが分かりやすくいいのではないですか。

市川委員 私は意見としては、高野課長には自粛じゃなくて禁止ということでお願いを

して、書面で出してありますけれども、そういう話をやってからお願いしたい
と思います。

橋本委員 そう。

市川委員 話がまたも元の出だしの一步に今日の会議は何ですかというのに戻ってしま
うのですけれども、今、やっているようなことが集めてやるべきだというので
すよね。だから、現場に本当に言ってやれば楽になるというのは、そこは踏み
込んでやるべきだと思うのですよね。現場に考えろではなくて。クラブ活動も
現場でこの3条件を考えながら監督に任せても、これは大変ですよね。それよ
りも、朝練やめ、クラブ活動1週間禁止、それで1週間様子を見たうえで再度
やるとか言ってやると、現場は動きやすいですよね。これは現場で無理です。

橋本委員 工夫、工夫ばかりで結局現場が考えないといけない。それで、何か起こった
らそれこそさっき言った現場に責任がかかるわけです。これを守ってくれば
あなた方の責任を解除しますよと言ったほうがずっと学校の先生のストレスが
少ないはずです。

教育長 止めるということについては事務局で検討させていただいて、現場に責任を
持たせるつもりは全くありませんが、学校によっていろいろな条件が違います
ので、最低限のところはそろえますけれども、最終的には学校で判断してもら
うという余地を残しておかないといけないかなということで、それは校長会で
もそうしてほしいと、それでいいということで、この案になっていますので、
再度校長会にもこのことをお伝えして、橋本委員のおっしゃったように、禁止
なら禁止でみんな同じにしてもらったほうがいいという結論になれば、その
ところは校長会の意向でそのようにさせていただきます。

橋本委員 校長会が意向を決めるのですか。

教育長 現場の声をきちんと聞きたいと思います。もちろん、事務局の意向は出しま
す。

山田委員 私も決めたほうがいいかなと思います。この春休み中にちょっと用事があつ
て市内の小学校へ行ってきたのですけれども、先生方は本当に休みなく、新年
度がいつスタートしてもいいように準備をしていました。それで、ほとんどの
先生が春休み1日も休まずに仕事に取り組んでいて大変だなと思ったのですが、
このガイドラインを見ても、今の部活にしても、期限を決めて中止というか、

やらないという方向がいいと思いますし、短縮授業と書いてあるので、小学校は午前中授業で給食を食べて帰ればいいと思ったのです。中学校も午後4時までやると結局普段とあまり変わらない下校になるのではないかなと。なぜかという、これを見ると、先生たちが子どもを帰した後、消毒等を全部やらなくてはいけないということを考えると、確かに大きな学校で先生がたくさんいるところはいいですけども、小さい学校でも全部それをやるとなると、先生方は新年度の準備もしなければいけない、学校の中の消毒もしなければいけないというのは、本当に負担が大きいような気がするので、できれば午後は空けて、先生方がそういう取組みができるようにしていただけたらいいなと思います。文科省から出ているガイドラインの中に、土曜日の授業も考えていいというようなことが書いてあったと思うのですけれども、それで、もし授業が本当に遅れるようであれば、そういうこともこれから考えていってもいいのではないかなと思います。職員の振替をしっかりとやれば、そんなこともこれから検討してほしいと思います。

教育長 年間の指導時数が足りなくなってくる可能性もあるので、それはまた今後、トータルとして土曜授業ですとか、長期休業を短くするとかという対応は必要になってくるかなと思います。今、山田委員がおっしゃった給食を食べてすぐ帰るということになると、今度は放課後の児童センターですとか放課後児童クラブとの関係もありますので、またこども部とも調整を今後していかななくてはならないので、その辺のところを鑑みて、特に小学校は大体給食を食べて普通に下校しても2時ですので、2時半前後くらいを下校の一応の目安としたということですよ。

福島委員 いくつか質問があるのですが、まず1点目。1ページ目の先ほど消毒をしないといけないという話があったのですが、消毒、エタノールなど、そういったものは十分学校現場にあるのでしょうか。

学校指導課長 これがいつまで続くかによりますけれども、今後不足するだろうという学校もあります、美術館に電解水生成装置がありますので、そちらで対応しようと考えています。

福島委員 それは、当面のものはあるということですね。

学校指導課長 電解水は、当面はあります。

教育長 エタノールのほうが少なく、次亜塩素酸のほうは当面あります。エタノールも理科室に一斗缶で買って、アルコールランプを使わないので、エタノールが理科準備室等に結構ある学校もあるという情報ですので、エタノールはそこらも使っていただいたり、あとは、次亜塩素酸はプールの消毒液も含めて使えるということで、かなりの学校で、当面はあるということです。

福島委員 分かりました。

2 ページ目の3 番で、感染が確認された場合の対応で、濃厚接触者が保健所から特定されて、それが学校に関わる誰かであるということが保健所からどこに連絡があって、その情報がどういうふうに通達されるのかということと、あと、校内の消毒というのが誰によって行われるのですか。これは先生方が行うのですか、業者が行うのですか。また、その専門機関と相談と書いてありますが、この専門機関というのは具体的にはどこなのかというのを教えてください。

学校指導課長 専門機関は保健所です。

福島委員 保健所の指導のもとにということですね。その保健所から各教育委員会にあるのですか、まず、その接触者の情報というのはどこにいくのですか。

政策部中核市推進室長 現状ですと、保健所からです。一つは本人の同意が必要な部分がありますので、本人ご家族から学校に連絡をしていただくことが結構多いです。それから、同意が得られれば、保健所から直接学校へご連絡をさせていただくという経緯になると思います。

あと、校内の消毒につきましては基本的には施設管理者が実施するということになっておりますので、基本的には学校でそれぞれやっていたといううえで、場合によっては保健所がチェックするというような形になるかと思います。

福島委員 次に、6 番の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等について書いてあるのですが、例えばぜんそくとか軽度のものであっても持っている子どもたちは結構いると思うのですけれども、基礎疾患があっておそらく医療的ケアが日常的に必要な子どもたちというのは大体どのぐらいいるか、それは把握されていると思うのですけれども、どのぐらいいるのでしょうか。

学校指導課長 4 月からのところで、医療的ケアを必要とする子どもさんは4 人いるのですけれども、ただ、その中で胃ろうの子どもさんが1 人、経管栄養の子どもさんが1 人ということで、具体的にいうと2 人になります。

福島委員 例えば、糖尿病とか心不全とか、先ほど言ったぜんそくなどはここには入らないということですか。

学校指導課長 ぜんそくは呼吸器疾患等の基礎疾患に入ります。

福島委員 そうしますと、それは4人ということではないですね。

学校指導課長 それは別です。医療的ケアとは全く別です。

福島委員 では、基礎疾患がある児童生徒というのはどのぐらいいるのでしょうか。

学校指導課長 人数までは把握しておりませんが、ここにあるようにそれぞれ主治医と相談してもらったうえで登校するかどうか判断してもらうということです。

福島委員 例えば、うちの子どもとかは呼吸器が弱いので、非常に花粉もこれから大変な時期で、いろいろな治療をしていてぜんそくもあるので、結構すぐに気管支炎になるリスクみたいなのはあるのですね。そういうお子さんは結構多いと思うのです。そういうのをある程度どのぐらいいるということを把握していると思うのですが、各学校では、その子どもたちが学校に出てこれなかった場合にどういう手当てをするかということまでは考えていらっしゃるのでしょうか。

学校指導課長 出てこれない子どもが多い少ないにかかわらず、教材等用意したり配付したり等の対応になると思います。

福島委員 あと1点、最後、出席停止についてなのですが、保護者宛ての文章では出席停止とすると括弧で書いてあるのですが、学校をとめるといった前の議論のときにも私は出席停止のことを質問させていただいたのですが、出席停止というのが2ページを見ますと、校長が出席しなくてもよいと認めた日として扱うという、この認識というのはおそらく保護者には無いですね。出席停止はどのようなものかという具体的な内容というのは、明確に知っている人はいないと思います。分かっている人はいない。だから、出席停止になるということが、例えば、最後に通知表とかで欠席の日数のところに入ってこないとか、そういうのをきちんと保護者に説明していただかないと、出席停止ってただ来てはいけないという処置なのかなというふうに思ってしまうので、このあたりは周知をしていただきたいと思います。

教育長 例えば、保護者向け通知に、出席停止とは欠席扱いにならないとかということですね。

福島委員 はい、そうです。

橋本委員 4番、5番は、これは児童について、3番もそうかな。3番は教職員、保護者、児童と分かれているのだけれど、4番、5番は、児童生徒と書かれていますけれども、教職員もみんな一緒ではないですか。

学校指導課長 一緒です。

教育長 教職員も同様の扱いにするとかという、そういうことですね。

橋本委員 ええ、そこは明示したほうがいいのではないのでしょうか。

それから、8番の留意事項は、別紙にした方がいいと思うのですがね。というのは、小学校は小学校の別紙、中学校は中学校の別紙で、このような丸ぽちじゃなくて四角にして、コピーして、チェックリストにしたほうがいい。そうすると先ほど言ったように、これをきちんと守ってやればかなりの部分、教職員の負担を軽減あげられる。別紙にしろと言ったのは、それをコピーして何回でも使えるように、ないしは、他の先生にも配れるようにしたほうがいいと思います。

教育長 それは2日の校長会で示せばいいですね。

この項目が要らないとか要るとかということも、また校長会で検討していただければと思います。ですので、教科学習等はチェックリストだから要らないということになりますよね。

他にありますか。

橋本委員 登下校ですが、東京都等ではこちらと事情が違うというところもあるのでしようけれども、時差登校です。むしろ交通安全の観点からいくと集団登校のほうが良い部分があるのでしょうか。先ほどのチェックリストではないけれども集団登校するとそのリスクが増すわけですよね。そういう意味で、時差登校というのは考えられないですか。要するに、授業時間も弾力的だ、何もかも弾力的だという形になると、ガイドラインにならない。なるべく最低限人数を絞って何人ぐらいで時差登校させる、ないしは、集団登校するとしても3人ずつ以上は一緒にならないとか。

教育長 現実的には、例えば、年度当初、集団登校にするのは1年生が登校、通学路等に慣れていませんので、そのために集団登校をする学校が多いですね。それと兄弟関係がありますので、そこは、集団登校でも間隔をあけて登校するよう

な指導をするということが現実的です。時差登校ですと、今度は家を出る時間が遅れると、保護者の皆さんがそこまで出勤できないというような状況も出てきます。それから、スクールバスの学校もありますので、それはまた学校の実情に応じてということになりますが、集団登校する場合には密集しないようなことが現実的かなと思っています。また、時差登校についても、もしできる学校があればそれは検討していただいていいと思います。

他にありますでしょうか。

福島委員 ガイドラインに直接的には関係ないのですけれども、5ページの別添では、3番に差別とか不登校の話が出ていますが、コロナウイルス関連で学校、子どもたちに、そのウイルスを持っている人に対する差別の問題というのがどこの国でも結構問題になっているので、ぜひそういうものではないということを教育としてしっかり子どもたちに伝えていただきたいなというのは思います。

教育長 このことは本当に大事なことだと思います。ここにも書いてありますけれども、今回デマですね。これが松本でも多く発生し、飯田のほうでもそういうことが出たということです。このことがどんな影響を出すかということは、子どもたちのメディアリテラシーも含めて、これを機に子どもたちに本当に正しい情報をきちんと持っていくことが大事だということを今回のことで伝えたいと思います。それからここにも、私は願いとして、特に中学生については保健体育ですとか理科ですとかあらゆる教科で、今回のこのコロナウイルスというものが、人類がずっと感染症との闘いを繰り返してきて今あって、また新たな闘いがあるのだということをぜひ中学校では学んでほしいと思っています。ただ恐れるというよりもきちんと学んで、そして、自分たちは何ができるか、どうすべきかということも、これを大事な教材にしていくことが必要だろうし、例えば、自分たちで布製のマスクを家庭科授業の中で作って、必要な人たちに届けようとかという活動も今回を機に生まれてきたらいいなと思います。これは別に強制することではありませんので、そんなこともできたらいいなということは中学の先生、校長先生方にはお話はしてございます。

他にございますか。

橋本委員 3番の感染が確認された場合の対応で、児童生徒、保護者、教職員云々と書いてあるのですけれども、これは当該校のみですね。

教育長 はい。

橋本委員 要するに、それぞれが確認された当該校。しかしながら、医療専門家からその近辺にクラスターがありそうだという情報を入手した場合は、その当該校の周辺の学校も休校にすることがあり得るのではないのでしょうか。その項目を、書き方は難しいのですが、医療専門家からのアドバイスを受けてその周辺校にも休校を別途命じることがあるみたいなことを付記しておいた方がいいのではないですか。

教育長 前回お決めいただいたことがまさにその該当校か全校を休校にするということです。それは、保護者向け通知のところにそれをぜひ書いてほしいということがありましたので、保護者向け通知の1番に、今後、児童生徒、児童生徒と同居の家族、教職員、教職員と同居の家族に新型コロナウイルスが出た場合は、該当校か市内全校のいずれかの休業措置を実施しますと。それがまさに周辺の拡大、その状況によって市内全校ということもあるということです。

橋本委員 だからこれも行き過ぎで、安曇の方で起こったのに松本市内までやるのかという話になるし、何ていうか、状況によって違うと思うのですけれども、割と近接しているところだけということもあり得るではないですか。それは無いのですか。要するに「A l l o r n o t h i n g」なのですかね。

教育長 前はそういう集約をしてお決めいただいているのですよね。該当校かそれから全部かという、そのどちらかで対応すると。一番危惧されることは、感染者が特定されたりとかデマが広がったりするというようなことも懸念されるので、できるだけ広い範囲を休業対象にしたほうがいいですが、学区は隣接していますので、そこが非常に難しいです。ですので、前は該当校か市内全校というようなことで集約をさせていただいていますので、ここでは、「A l l o r n o t h i n g」のような表現になっていますが、もし表現とすれば、どういう表現がいいのか。

山田委員 兄弟関係でいうと、小学校と中学校とかということになるのですね。

教育長 そうなのです。ですので、特定してこの一部分だけの学校というのが非常に難しい状況です。

政策部中核市推進室長 例えば、ご家族で海外旅行へ行っていた、あるいはご家族での接触がどこかであったことが確実な場合に関しては、おそらくそのお子さんだけを

しっかり見ていれば感染拡大にならないという形で該当校という判断があるかもしれませんが、おそらく地域で複数広がりがある可能性になると、範囲は非常に難しいのですけれども、隣接だけでいいかというところは非常に難しいかと思います。そうなってくると、一つは行政単位としては市、市町村という単位が1つの括りになるかなというふうには考えます。感染対策的には少し広めということが原則論になってくると思いますし、この交通、行き来が激しい実態ですので、どこにどう広がっていくかが予測できないといった状況の中では、市内全域というところが一つの考え方にもなってくるかと思います。

教育長 そうですね。以前出されたものでは、休校にする場合、保健所管内というそういうことも出されましたよね。

政策部中核市推進室長 いろいろご議論ありますけど、今のところ、感染対策上必要が無ければ公表単位が保健所管内という公表単位ですので、逆に当該市だけというところはなかなか判断が難しい。そうなってくると、場合によっては保健所と同じ範囲とかそういう判断にもなってくるかもしれません。ケース・バイ・ケースになってくると思います。

教育長 逆に言えば、該当校か市内全校のいずれかの休業措置というよりも、出た場合は休業措置を実施しますというような形にしておいて、その判断はその時にということも考えられますね。

橋本委員 県境の境にそってウイルスが動いてくれるわけではないといって、兵庫県知事はすごく怒っているわけで、そこは非常に連携をうまくやらないと関係がぎくしゃくするので、そこはケース・バイ・ケースになるのでしょうね。

教育長 ですから、こういう書き方は止めて、休業措置を実施しますということにして、その範囲については専門家なり、それで判断をして、その該当校だけとか周辺校、それから自治体範囲、もしかしたら保健所管内ということにしたら、そのほうがよろしいですかね。どうですか、塚田室長。

政策部中核市推進室長 そうですね、ケース・バイ・ケースになり得るのか、また今後いろいろなところで考え方がフェーズによって示されてくる可能性がありますし、例えば、非常事態宣言が出された場合は今度は都道府県知事の指示にということにもなってきますので、一概にこの時点でということは難しいかもしれませんが、休業措置はあり得るということは文章が必要かと思います。

橋本委員 ちょっと弾力を持たした方がいいかもしれませんね。

教育長 そうですね。それでは、この書き方は止めて、休業措置を実施しますと。それについては弾力、含みを持たせて、どういう範囲になるかということは事務局で検討すると。

教育部長 全部または一部の休業を行うことができるという法律になっています。

教育長 では、全部または一部という表現にしますか。

教育部長 その場の判断でということだと思います。

山田委員 当該校だけというわけにはいかない場合もありますよね。かなり遠くから来ている先生がいたりするので。

政策部中核市推進室長 もう一つ、当該校だけにすると風評の問題も若干出てくるかなと思いますので、その辺のところもまた一つ考えていかないといけないかもしれないです。

教育長 そこが一番怖いですよ。特定されるとあの子だとか、あそこのうちだということが、またデマによって拡散していくということです。ですので、全部または一部とすると、また一部が問題になってくるので、出た場合は休業措置を実施しますと、その中身については専門家等の判断も仰ぎながら決めていくと、いいですかね。

教育部長 いいと思います。

教育長 他にありませんでしょうか。

山田委員 子どもたちは塾とか習い事とかは、やっていないのですか。

福島委員 いいですか。例えば、あるスポーツジムでは、スイミングやテニスなど例えば3月いっぱい休みとか、何日まで休みというのが各ジムによって違いますし、あと学習塾もすごく大人数でやっているようなところは、例えば、音楽教室などでもそうですけれども、3月中は休みとかということはそれぞれが判断してやっているという状況だと思います。今、もう再開しているところもありますし。

教育長 それは親の責任でということですよ。ですから、それは学校も把握していないと思います。

 それでは、ご意見をいただいたものを修正し、4月2日の校長会でお示しして、周知をして、進めていきたいと思います。

冒頭にご意見をいただいて教育委員会としても私たち事務局としても大いに反省すべき点をご指摘いただきましたので、それを踏まえて今後、対応していきたいと思っています。

とにかく橋本委員が繰返しおっしゃっているように、先が読めないというようなことや、この重大性をどう、いつでも認識しながら取り組んでいくかということ、私どもも肝に銘じてやっていきたいと思いますし、市川委員がおっしゃったように、先生たちや子どもたちの負担軽減を図るということを一番の目途に、明日から私は学校を回りますけれども、そのことはしっかり先生方にお伝えをして、子どもたちが本当に感染被害に遭わないような最大限の努力をみんなですていきたいと思っています。

橋本委員 プレスの方もいろいろいらっしゃるので、是非申しあげたいと思うのですが、こ「再開」という言葉はと止めてほしい思っているのですよね。何か元に戻すみたいなことではなくて、今回、新学期を迎えるに当たり、新型コロナウイルスとの闘いの長期戦モードに見合ったローキーでの新学期を迎えるということだと思います。だから、非常に慎重なキーで新学期を迎えるというメッセージを与えないと、世の中は厳しい方向に全部向いているのにどうして学校だけ緩むのだというムードが出ると、これはもう社会的にすごいマイナスですよ。現実問題としては親御さんを含めてほっとされるところもあるかもしれませんが、新型コロナ対応はほっとされたら困るのですよね。だから、そういうミスリーディングをしないような見出しにしていきたいし、そういう記事内容にしていきたいというふうに思います。本日、そういうメッセージを出すために、公開の教育委員会を開いたことに意味があると思います。他の皆さんがいろいろプレス対応をされるときも認識を一緒にしておかないと、何かこう緩めますというようなイメージを出さないように気配りしたほうがいいと思います。

市川委員 私も同感ですね。

教育長 だからまさに引き続き緊張感を持って対応していくと。

市川委員 そうです。プレスの皆さんは一番力がありますから。

橋本委員 そうなのですよ。

福島委員 関連なのですけども、保護者宛ての4月6日の文章に、4番目で下校時刻

を通常より早めると書いてあるのですが、先ほど議論の中では2時とかという話が出ていましたけれども、いつもより早いということがその当日に分かってもし親は非常に困るので、できれば在校生に関してはフルでやるわけではないということを事前に連絡網で連絡するとかできないですか。

教育長 4月6日は始業式と入学式ですので、小学生の場合ですけれども、始業式をやって大体11時前には帰ってしまいます。その後、入学式をやります。そのときにおたよりを持たせて、7日が授業になるならこういう日課になりますよということは学校からおたよりが出ます。その前にメールでほしいということですか。

福島委員 働いている場合とかに大丈夫なのかなと思います。

教育長 前日だと間に合わない。

福島委員 そういう心配です。

教育長 それは可能な限りできると思いますけれども、転入生ですとか、一部どうしても漏れてしまうところが出てきますが、その辺は学校に相談します。今のメール網は使えますので、それは可能だと思います。

市川委員 普通でいけば授業が始まってしまうのですよね。

教育長 ですので、6日に学校便り等を持たせて、今後の日課等については各学校から出して、例えば、明日は2時半下校というようなことを周知したいと思います。中学生についてもそのつもりです。

ですので、一度子どもたちに連絡網の確認をしたり、転入生はそういう調査もできていないので、その辺をとにかく年度当初にやっておかないと、今後連絡漏れが出てしまうというようなことがありますので、そこは丁寧にやっていきたいと思いますが、現在の把握している子たちに連絡することはできます。それもまたそういう要望があると校長会と相談をさせていただいていいですか。高野課長いいですか。

学校指導課長 はい。

橋本委員 入学式ですが、卒業式のガイドラインというか卒業式のやり方、例えば出席者を両親のうち1人にとかはどうなっていますか。

県の方針を新聞記事で読む限り、こちらの卒業式よりも緩いなという印象を受けたのですが、新型コロナの事態は卒業式のときよりも厳しくなって

いると思います。したがって、県のガイドラインにかかわらず、卒業式よりも入学式が緩くならないようにこれは縛った方がいいのではないのでしょうか。最大、卒業式と同程度というぐらいの縛りを入れないと甘くなってしまうのではないのでしょうか。

教育長 私もいくつかの学校の状況を把握していますが、入学式のほうが厳しくなっています。というのは、卒業式のときには保護者だけが全部体育館にいて、卒業生だけが動いていくと。必ず卒業生は保護者に見ていただきたいというようなところがあって、そういうところが結構あったのですが、今回は、例えば、ある小学校ではクラスごとで、全校で集まらない。クラスごとに行って、そこで担任が発表して、そして、校長先生が担任を紹介して、そこでお話をして、あと、体育館へ移動して、記念撮影をして帰ると。例えば、4クラスあれば、それぞれ別々にして、4クラスも一緒にならない。そのような学校もあるので、その辺はかなり入学式のほうが厳しいです。

橋本委員 学校への通知の中に入れた方がいいと思いますよ。

教育長 既に入学式については、実施計画等は作っておりますので、そのところをまた4月2日にもう一回確認をしてください。係分担から全てシミュレーションはどの学校もできています。

学校指導課長 はい。

橋本委員 それは緩くなっていないですね、卒業式より。

学校指導課長 ただ一つだけ申しあげると、保護者については卒業式では1人に限定しましたけれども、入学式は限定していません。

橋本委員 だからそれは県のガイドラインを読んで緩くなっているなど思ったのですよ。県の言ったままやる必要はないではないですか。

学校指導課長 これについては、県が出す前に既に3月の最初に出しております。

橋本委員 それはなぜ緩めたのですか。

学校指導課長 入学式ですので、どうしても保護者の出席を、例えば、1家庭4人参加したいとかそういう強い希望もありますけれども、そこを配慮をお願いしたいということです。

橋本委員 それは卒業式だって同じでしょう。だから、その認識が、要するに、新型コロナの認識に対する甘さなのですよ。

学校指導課長 現実的には入学式について保護者1名というのは非常に難しい状況ではあります。

教育長 そこは、例えば、ある小学校に行ったら、昇降口のところに保護者は1名以外は入らないでくださいというような張り紙をしている学校もありましたので、学校の別のところにいていただくとか、ご協力をお願いしますというような形で、そういう配慮はしていただき、できる範囲で極力少なくすることについては、当日対応になると思いますけれども、また校長会でお話をさせていただければと思います。入学生については、既に通知が出ていますので、それをこれから連絡する方法がありませんので。

橋本委員 何かこう、新型コロナに対する警戒認識が違うのですよね。

山田委員 入学式は、学校によっては保護者は2人、3人来てもいいです、学校によっては1人にしてくださいとやると、結構まずいかなと思います。認識が云々もありますが、うちの学校は2人で行けたよと、うちは1人しかだめだったよというのが、あつという間に広がって、保護者同士の言い合いみたいになってしまいうから、もし1人なら1人で、私は卒業式と同じで1人で来てくださいというのでいいような気がするのですが。

教育長 それは連絡がこれから可能かどうかということもありますので、それからもう来てしまっても、そこでご協力をお願いしますと、会場なり教室へは入らずに、控室なり外で待っていただくとか。

橋本委員 会社によっては自宅待機になったりしていて、逆に**入学式**に行きやすい環境になっているのですよ。ちょっとしたその気の緩みが集団を感染させるという形になるので、そういったところもきめ細かく見るべきだと思いますけどね。

教育長 その辺については、現実的にどういう対応ができるかは、事務局でまた検討させていただいて進めていきたいと思います。

橋本委員 口酸っぱいようですけども、子どもたちにこれだけ無理を言って、これだけ劇薬をやってきたわけですよね。それをちょっと緩めることによって今までやってきたことが元の木阿弥に戻ることは絶対に避けたほうがいいと思うのですよね。それぐらいの緊張感を持ってこの問題には取り組むべきだと思いますが。

教育長 私どもも、またいつ休校になるかもしれないという、そういう緊張感を持っ

て進めていきたいと思いますので、再三申しあげておりますけれども、子どもたちや教職員にストレスの無い、また、その軽減を図るという、そのことで学校生活をまさにロースタートをしていくような形で取り組んでいきたいと思っています。

教育部長 1点だけこれからの手続的なことで、4月6日からの学校運営に向けてでございますが、ご意見いただきましたこのガイドラインについて、今、ご意見をいただいたものを修正したものをメールでお送りをするということによろしいでしょうか。ただ、先ほど橋本委員からありましたように、8番の留意事項、これはチェックリストとして作成します。ですから、ガイドライン自体は7番までということで、あとは、チェックリストとして学校に配る。ですから、7番までのものを修正してメールするということがよろしいですか。

教育長 それでは、先ほども申しあげましたけれども、冒頭にいただきましたご意見を改めてしっかり胸に刻んでこれから運営してまいりたいと思います。長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、臨時教育委員会を閉会といたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和元年度第3回臨時松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後7時52分閉会＞

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

市川 莊一

橋本 要人
